

インフルエンザ予防接種の助成を行います

インフルエンザ予防接種に対する助成を、今年度も次のとおり行います。
この予防接種には、インフルエンザにかかることを防ぐ効果、かかった場合の合併症や重症化、死亡のリスクを抑える効果があります。かかりつけの医師などにご相談の上、期日までに接種しましょう。

▶実施期間／医療機関で異なります。次の表を確認のうえ、詳細は各医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	開始時期	助成終了時期
布施医院	10月中旬	令和2年 3月末日
弟子屈クリニック		
美里クリニック		
摩周厚生病院	10月下旬	
川湯の森病院	11月1日(金)	



※ワクチンの在庫がなくなり次第終了となる病院もありますので、早めに接種しましょう

▶助成対象者／①満65歳以上の町民の方・満60～64歳で厚生労働省で定めた内部障がい(1級相当)のある方

②満1歳～中学校3年生の方

③妊婦の方

▶実施回数／原則として1人につき、満1歳～小学校6年生の方は2回、それ以外の方は1回

▶自己負担額／1回目 1,000円・2回目 500円(自己負担額以外を町が負担します)

▶その他

※予防接種を希望される方は、ワクチンを取り寄せるために時間がかかる場合がありますので、各医療機関に必ず予約をしてください。

※予防接種時には、町民であることと年齢が確認できる保険証などを提示してください。妊婦の方、乳幼児・小中学生の方は母子手帳もご持参ください。

※長期にわたり町外の医療機関に入院中の方、町外の施設に入所されている方は、上記以外の医療機関でも接種できます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬や猫の保護・苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

犬を飼っている方

- 飼い犬には生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院などで予防接種をした場合は、必ず役場環境生活課まで届け出てください。
- 犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- 散歩に連れていくときは必ずリードを付け、フンは放置せずに持ち帰りましょう。
- 飼い犬が亡くなった時は役場環境生活課までご連絡ください。また、引っ越しをしたときは転出先の役場まで届け出てください。

猫を飼っている方

- 猫を放し飼いにすると近所トラブルにつながる場合がありますので、室内で飼育しましょう。
- 猫には名札付きの首輪などを付けて世話をしていることを明らかにしましょう。

野良猫との接し方について

野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。

「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすことになります。飼い主としての責任が持てないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

季節の変わり目は風邪やインフルエンザを防ぐ

今年も秋の涼しい季節がやってきました。季節の変わり目は気温の変化だけでなくウイルスの活動も活発になるため、「感染症予防」にも注意が大切です。今回は「インフルエンザ」への理解を深めて予防していきましょう。

インフルエンザと風邪の違い

インフルエンザは風邪とよく似ているため「風邪と思っていたら実はインフルエンザだった!」ということになりかねません。自分だけでなく、周りの方へもうつってしまう危険があります。インフルエンザは「38度以上の高熱」や「頭痛、関節痛、筋肉痛、全身のだるさ」などの症状が急に現れるのが特徴です。対して、風邪の症状は鼻水やのどの痛みなど軽いものが現れるのが一般的です。私たちの体にはウイルスに対抗するための「免疫」があります。風邪は自分の免疫力によって治すことができますが、インフルエンザの場合は自力で治すことは

困難です。インフルエンザウイルスはほとんど体の中で増えてしまうため病院への受診が必要です。特に「息切れする」「胸の痛みが続く」「何度も吐いてしまう」「下痢が続く」「おしっこ回数が増える」といった様子は「危険」なサインです。抗インフルエンザ薬は「発症後48時間以内」の投与が勧められているので、できるだけ早い受診を心がけましょう。



注意が必要な皆さん

- 高齢(65歳以上)
- 幼児(5歳未満)
- 妊娠している方
- 次のような病気をお持ちの方
 - 慢性の呼吸器の病気(喘息、慢性閉塞性肺疾患など)、心臓の病気、腎臓の病気、肝臓の病気
 - 糖尿病
- 病気や治療により免疫が落ちている方

インフルエンザにならないために

- 手洗い・うがいをしっかりと
- 人ごみは避ける
- 予防接種を受ける
- 外出時にマスクを着用する
- 休養とバランスの良い食事での抵抗力をつける
- 室内では加湿で乾燥を防ぐ

また、口の中が不潔だとウイルスがかかりやすくなるため「歯みがき」も効果的です。特に、「死亡率が高い高齢の方」の予防に効果があると言われています。

当町では10月中旬から「インフルエンザ」の予防接種の助成制度を行っています。予防接種の助成制度については11ページの「インフルエンザ」の助成を行います。ご覧ください。

インフルエンザを予防し、今年の秋、冬も健やかに過ごしましょう。

問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)まで。